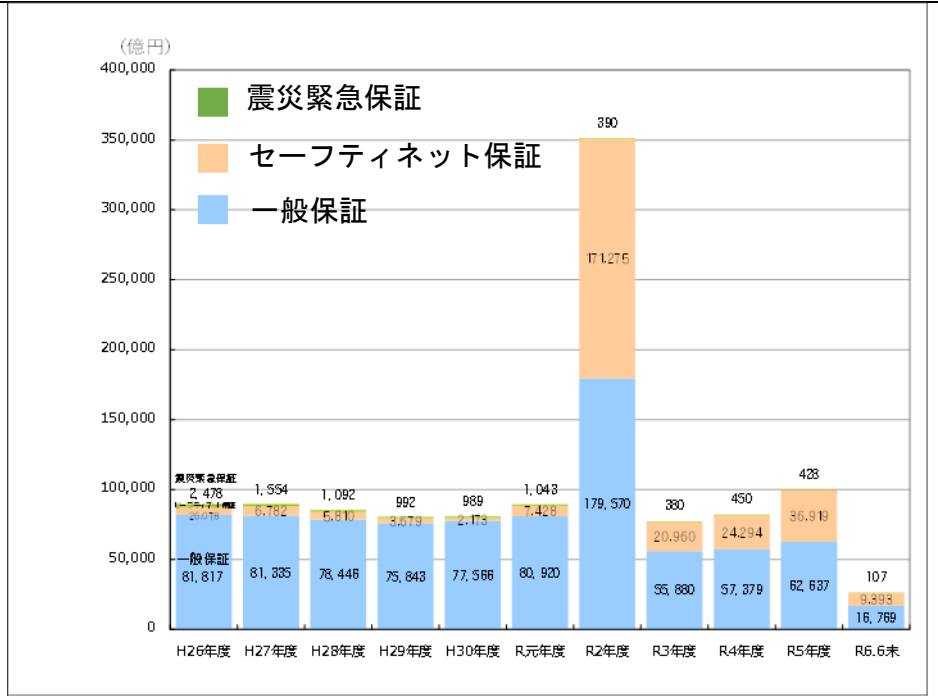


令和 7 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

( 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 金融課 )

項目名	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長		
税目	登録免許税 ( 租税特別措置法第 78 条第 1 項 )		
要望の内容	<p>本特例措置は信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律に 1.5/1,000 に軽減する制度である。</p> <p>保証に係る担保としての抵当権の設定登記等に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等が負担しているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用保証制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じているものである。</p> <p>については、本特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
	( 制度自体の減収額 )	( — 百万円 )	
	( 改正増減収額 )	( — 百万円 )	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>信用保証制度の利用を通じた中小企業者等への幅広い資金繰り支援により、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行う。</p> <p>なお、中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>信用保証協会は、中小企業者等が金融機関から事業資金を調達する際の信用保証を通じ、中小企業者等の信用力を補完する機関である。令和 5 年度の保証承諾は約 9 兆 9,983 億円 ( 62 万件 )、同年度末時点の保証債務残高は約 36 兆 4,597 億円の実績。コロナ禍の長期化に対し実質無利子・無担保融資等の資金繰り支援により保証債務残高が増大しているところ、中小企業者の資金繰りの円滑化に多大な貢献を果たしている。</p> <p>信用保証制度の利用者の多くは、企業規模が小さく信用力に乏しい。そうした者が希望どおりの資金調達を実現するには、無担保保証だけでは十分な与信を得られない場合があるのが実情である。本特例措置は、中小企業者等が有担保保証により資金調達をするために、担保を信用保証協会に提供する際の抵当権設定登記費用を軽減し、資金繰り緩和に寄与するものである。</p> <p>また、コロナ禍の長期化や物価高等の状況下の中、コロナ関連融資等の債務返済に苦慮する中小企業者が多く存在している。こういった事業者に対して追加的な資金繰り支援を実施していくためには、有担保保証は有力な選択肢となることから、本特例措置の延長が必要である。</p> <p>仮に本特例措置が廃止となれば、中小企業者等にとって資金調達コストの実質的な引上げとなることから、資力の乏しい中小企業者等にとっては資金繰りの悪化に繋がると考える。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展																
		政策の達成目標	資金繰りDIの改善及び保証承諾実績の増加																
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）																
		同上の期間中の達成目標	資金繰りDIの改善及び保証承諾実績の増加																
		政策目標の達成状況	<p><b>【中小企業者等の資金繰りの状況】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期</td> <td>I III</td> <td>I III</td> <td>I III</td> <td>I III</td> <td>I III</td> <td>I III</td> <td>I III</td> <td>I</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：中小企業景況調査（中小企業庁））</p> <p><b>【保証承諾実績】</b>          令和3年度：77,220億円          令和4年度：82,123億円          令和5年度：99,983億円          令和6年度4月～6月：26,269億円</p>	年次	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	期	I III	I III	I III	I III	I III	I III
年次	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024											
期	I III	I III	I III	I III	I III	I III	I III	I											



(出典：(一社)全国信用保証協会連合会)

中小企業者等の資金繰りはこれまで改善傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時急激に状況悪化するが、信用保証協会の無利子・無担保融資等のコロナ関連融資を積極的に実施したことにより、保証承諾実績は増加し、中小企業者等の資金繰り状況も改善された。

一方で、コロナ禍の長期化、物価高等の状況下もあり、コロナ関連融資等の債務返済に苦慮する中小企業者等が多く存在し、特に企業規模が小さく信用力に乏しい中小企業者等の追加的な資金繰り支援を行って行くためにも、有担保保証は有力な選択肢となる。

本特例措置は有担保保証に係る信用保証制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定の寄与をしている。

※保証承諾に占める有担保保証の割合（金額ベース）  
 令和3年度：8.5%  
 令和4年度：8.8%  
 令和5年度：7.7%  
 (出典：(一社)全国信用保証協会連合会)

有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度見込み：1,641件 令和6年度見込み：1,843件 令和7年度見込み：1,991件 令和8年度見込み：2,150件  ※算出方法は別紙参照
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	信用保証制度利用者の約90%が、従業員20人以下の小規模事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者であり、そうした者ほど資金調達の際の費用負担は相対的に大きいため、本特例措置による抵当権設定費用の軽減の効果は高い。 したがって、本特例措置による中小企業者等の信用保証制度の利用負担(※)の軽減は、中小企業者等の信用保証制度の利

用拡大を促進するものであり、もって、資金繰り円滑化に寄与するものといえる。  
 なお、本措置がなければ、担保提供することによって必要資金額に係る与信を得たい中小企業者等の資金調達コストは実質的に引上げられることとなり、結果として中小企業者等の資金繰り支援という政策目的の実現を阻害することになる。

※小規模事業者の6割超は赤字計上、黒字であっても4割が1百万円程度の黒字であり、仮に本特例措置の縮小・撤廃による負担増加額が数万円であっても、必要資金額の調達の難易化や僅少な所得の減少による赤字拡大、資本蓄積の減少などの結果をもたらすこととなり、影響の広がり大きい。

＜本特例措置による1件当たり軽減額試算＞

	適用件数 (A)	納付額 (百万円) (B)	減収額 (百万円) (C)	1件当たりの 軽減額(千円) (C/A)
平成30年度	1,275	43.8	73.0	57
令和元年度	1,319	43.8	73.0	55
令和2年度	1,388	60.5	100.9	73
令和3年度	1,442	118.5	197.6	137
令和4年度	1,618	61.2	103.3	64

(出典：法務省「民事・訟務・人権統計年報」)

※減収額(C) = 登録免許税納付額(B) × 2.5/1.5  
 として経済産業省推計

※税率(注) 本則 [4/1000] - 本措置 [1.5/1000]  
 = 軽減税率 [2.5/1000]

(注) 本特例措置の多く占める不動産登記の税率で推計

当該要望項目以外の税制上の措置

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(信用保証協会)(租税特別措置法第66条の11第1項第1号)

予算上の措置等の要求内容及び金額

・中小企業信用補完制度関連補助・出資事業  
 (令和6年度当初予算：14億円)  
 (令和7年度概算要求：43.6億円(暫定))

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

上記税制措置(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)は、信用保証協会の財政基盤の強化のため、民間金融機関が信用保証協会に対して出えんをした場合に、当該出えん金を民間金融機関の損金算入を可能とする措置を講じることによつて、信用保証協会の保証債務額の限度拡大に資するもの。また、上記予算事業は信用保証協会に対する損失補償等である。本特例措置は、有担保保証に係る中小企業者等の信用保証制度の利用負担を軽減するものであり、上記の税制及び予算措置とは明確に役割分担ができています。

要望の措置の妥当性

本特例措置は、中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には一律に適用されるものであり、予見可能性が高く、利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置である上、予算の上限制約による中小企業者等の資金調達行動を歪めることもないため、他の措置と比べても妥当である。  
 また、政府系金融機関である日本政策金融公庫が抵当権を設定する際の登録免許税が非課税であることに対して、本特例措置は日本政策金融公庫と同様に公的金融を担う信用保証協会が設定する登録免許税の一部を軽減するものであるため、国民が納得できる必要最小限の特例措置である。

相当性

			<p>さらに、中小企業者等の信用リスクが高いが担保の提供があれば保証が可能となる場合や、無担保枠を超えた保証付き融資を利用する場合等、中小企業者等の資金調達の円滑化に関して、担保は重要な役割を果たしている。このため、本特例措置は、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等の信用保証制度の利用負担軽減を図るものとして継続的に措置されており、適用期限の延長は必要不可欠である。</p>												
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="563 369 1490 465"> <tr> <td>年度</td> <td>平成 30</td> <td>令和元</td> <td>令和 2</td> <td>令和 3</td> <td>令和 4</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,275</td> <td>1,319</td> <td>1,388</td> <td>1,442</td> <td>1,618</td> </tr> </table> <p>(出典：法務省「民事・訟務・人権統計年報」)</p> <p>本特例措置は、保証付き融資のうち有担保の場合であって、信用保証協会が担保の抵当権を新規に設定登記等する場合（下記③等）に適用される措置であるため、そもそも信用保証制度を利用する全ての中小企業者等への適用が想定されるものではないことから、上記適用件数は適当な水準である。</p> <p>&lt;令和 5 年度の例&gt; (出典：(一社)全国信用保証協会連合会)</p> <p>① 保証承諾件数          ・ ・ ・ 約 62 万件</p> <p>② ①のうち、有担保保証で信用保証協会が担保設定した件数          ・ ・ ・ 約 6,400 件</p> <p>③ ②のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした件数          ・ ・ ・ 約 1,200 件</p> <p>また、信用保証協会の利用対象者は、信用保証協会法第 20 条第 1 項に基づく「中小企業者等」とされているため、本特例措置が特定の業種に偏って適用されているわけではなく、信用保証協会に担保提供をして与信を得たい事業者はすべて対象となる。</p>	年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	適用件数	1,275	1,319	1,388	1,442	1,618	
	年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4									
	適用件数	1,275	1,319	1,388	1,442	1,618									
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>													
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>信用保証制度は、中小企業者等の資金調達にとって大きな役割を果たしている制度である。</p> <p>中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には、本特例措置によって利用負担が軽減され、資金調達の円滑化が図られており、今後も、中小企業者等の資金需要に対応していくためには、本税制措置の延長が必要。</p> <p>本特例措置によって、毎年 300 億円程度の信用創造がなされており、中小企業者等の資金繰り円滑化に対する寄与度は大きい。</p> <p>&lt;信用創造効果(≒担保設定額＝納付額÷税率)&gt;</p> <table border="1" data-bbox="563 1653 1321 1861"> <thead> <tr> <th></th> <th>納付額 (百万円)</th> <th>担保設定額 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>60.5</td> <td>403</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>118.5</td> <td>790</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>62</td> <td>413</td> </tr> </tbody> </table> <p>※納付額(出典：法務省「民事・訟務・人権統計年報」)から経済産業省推計。          ※本特例措置の多くを占める不動産登記の税率 [1.5/1000] で推計</p>		納付額 (百万円)	担保設定額 (億円)	令和 2 年度	60.5	403	令和 3 年度	118.5	790	令和 4 年度	62	413	
	納付額 (百万円)	担保設定額 (億円)													
令和 2 年度	60.5	403													
令和 3 年度	118.5	790													
令和 4 年度	62	413													
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>資金繰り DI の改善及び保証承諾実績の増加</p>													

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本特例措置により、信用保証制度を利用する際に担保を提供する中小企業者等の課税負担を軽減しており、必要資金借入時の資金調達コストを低減し、もって、資金調達環境の改善がなされている。</p> <p>※保証承諾件数及び有担保保証の割合については、中小企業者等を取り巻く経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等、本特例措置以外の要因により大きく変動するため、あらかじめ正確に予測することは困難である。しかし、こうした時々の状況変化が生じても、本特例措置を通じて中小企業者等の信用保証制度の利用負担を一定程度軽減し、信用保証制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援することが重要であるため、本指標を設定している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和46年度に創設</li> <li>・以後2年ごとに適用期限を延長</li> <li>・平成23年度に軽減率縮減  (担保物件によらず一律1/1,000に軽減  → 改正後一律1.5/1,000に措置が縮減)</li> <li>・以後2年ごとに適用期限を延長  (直近は令和6年度(令和7年3月31日まで))</li> </ul>